

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成30年9月4日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成30年7月14日（土）午後4時頃、周南市弥生町2丁目の市道弥生町1号線において、教育部中央図書館嘱託職員が運転する公用車のサイドミラーが相手方所有のフェンスに接触し、フェンスの一部が破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

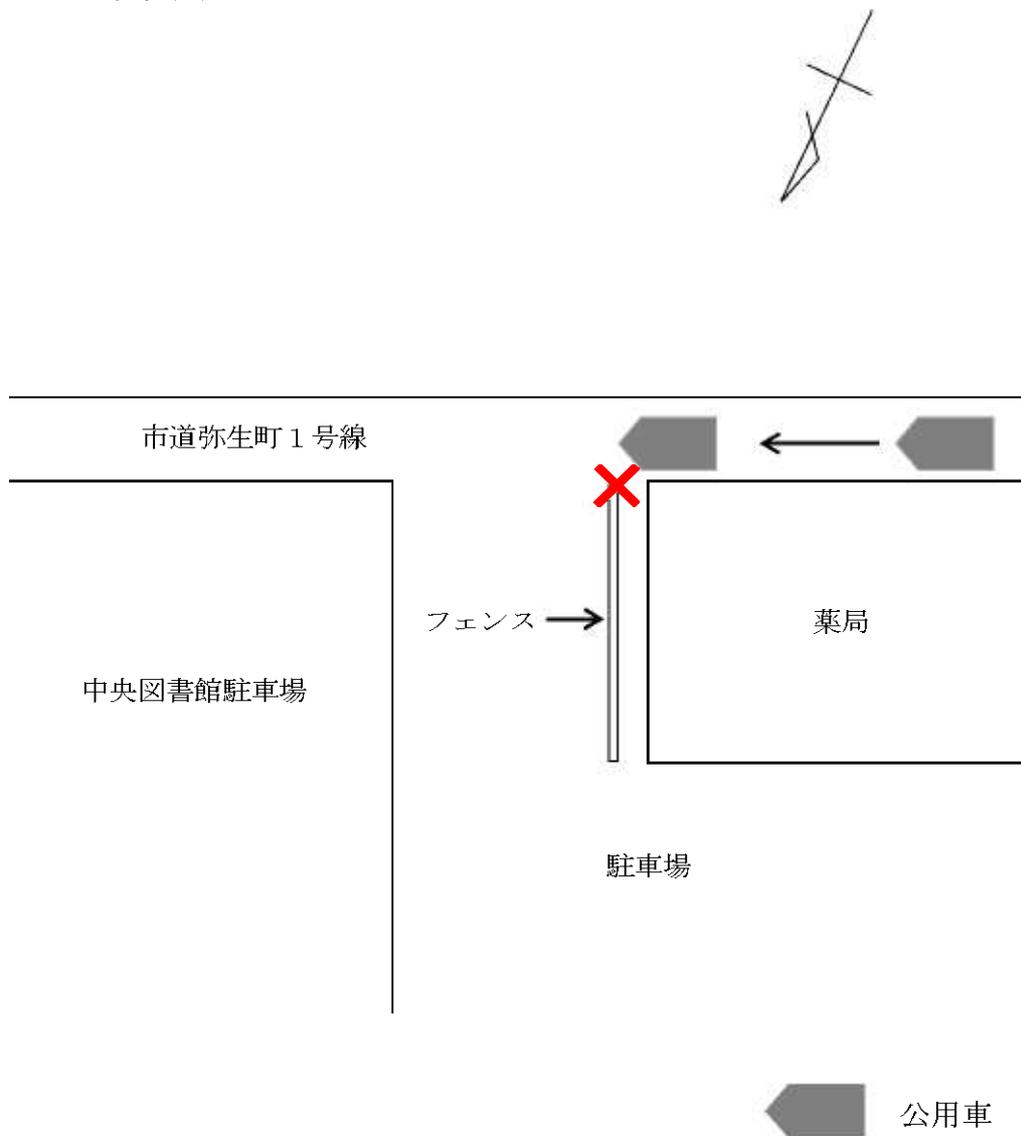
¥34,560-

2 専決処分の年月日

平成30年8月17日

(参 考)

1 事故状況図



2 市の過失割合

100%

3 損害賠償に係る補填財源

市有物件災害共済会災害共済金 ¥34,560-